

## 遠別町看護師人材確保促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、将来、遠別町の職員として看護師の業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）及び就業の準備に必要な資金（以下「就業準備金」という。）を貸し付けるとともに、遠別町国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）に勤務する看護師に対し、就労奨励金を交付することにより、看護師の確保及び定着を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

### (修学資金の貸付けの対象)

第2条 この条例において、修学資金の貸付けを受けることができる者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づく大学又は学校、学院若しくは養成所等（以下「養成機関」という。）において入学を許可された者又は既に在学している者であって、将来、遠別町の看護師として従事しようとする者とする。ただし、貸付けの決定を受けた者であっても、看護師の充足状況その他の事情により、遠別町への業務の従事を保障するものではない。

### (就業準備金の貸付けの対象)

第3条 この条例において、就業準備金の貸付けを受けることができる者は、現に看護師の免許を有している者、又は取得見込みの者であり、遠別町の看護師として従事しようとする者で、かつ、過去においてこの条例による修学資金又は就業準備金の貸付けを受けたことがない者のうち、町長が適当と認めた者とする。

### (就労奨励金の交付の対象)

第4条 この条例において、就労奨励金の交付を受けることができる者は、看護師の資格を有し、町長が適当と認めた者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、過去においてこの条例による就労奨励金の交付を受けたことがある者は、就労奨励金の交付を受けることができない。

- (1) 新たに遠別町職員として診療所に1年以上勤務した者
- (2) 修学資金又は就業準備金の貸付けを受けた者で、当該貸付金の返還債務が免除された日の翌日から起算して1年以上継続して勤務した者

### (修学資金の貸付期間及び金額等)

第5条 修学資金の貸付期間は4年以内とし、貸付金額は月額10万円以内とする。

2 修学資金は、無利子とする。

### (就業準備金の金額等)

第6条 就業準備金の貸付金額は、100万円以内とし、貸付けの時期については、遠別町の看護師として勤務することが決定した日から6か月以内とする。

2 就業準備金は、無利子とする。

### (就労奨励金の金額等)

第7条 就労奨励金の金額は次のとおりとし、勤務期間終了ごとに交付する。

- (1) 勤務期間1年終了時 200,000円

- (2) 勤務期間 3 年終了時 300,000 円
- (3) 勤務期間 5 年終了時 500,000 円
- (4) 勤務期間 7 年終了時 500,000 円

(貸付けの申請及び決定)

第 8 条 修学資金及び就業準備金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、連帯保証人 2 人を定めて連署の上、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第 9 条 前条第 1 項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人のうち 1 人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情により、その適正を失ったときは、新たな連帯保証人を定め、町長に届け出なければならない。

(修学資金の貸付けの取消し等)

第 10 条 修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを停止するものとする。

(1) 養成機関を退学したとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 疾病等の理由により修学を継続することが困難であると認められるとき。

(4) 不品行等により、修学資金の貸付けを受ける者として適当でないと認められるとき。

(5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 町長は、貸付決定者が休学し、又は停学処分を受けたときは、休学し、又は停学処分を受けた日の属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付けされたものとみなす。

(修学資金の返還債務の免除)

第 11 条 町長は、借受者が、養成機関を卒業後、当該免許を取得し、1 年以内に遠別町の職員として採用され、引き続き在職した場合において、その引き続き在職期間のうち、看護師として業務に従事した期間が、修学資金の貸付けを受けて修学した期間に達したときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

2 看護師として業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、1 月未満の期間があるときは、これを 1 月として計算する。ただし、看護師として業務に従事した期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該期間を除算するものとする。

(就業準備金の返還債務の免除)

第12条 町長は、就業準備金の貸付けを受けた者が、遠別町の職員として採用され、引き続き在職した場合において、その引き続き在職期間のうち、看護師として業務に従事した期間が5年に達したときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、当該期間中における休職又は停職の期間があるときは、当該期間を除算するものとする。

(修学資金の返還)

第13条 借受者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、3か月以内に貸付金を返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により、貸付けの決定を取り消されたとき。
- (2) 養成機関を卒業後、1年以内に遠別町の看護師として業務に従事しなかったとき。
- (3) 遠別町の看護師として修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間勤務しないうちに退職したとき。

(就業準備金の返還)

第14条 就業準備金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、3か月以内に貸付金を返還しなければならない。

- (1) 遠別町の看護師として5年間勤務しないうちに退職したとき。
- (2) 自己の有する看護師の資格を必要としない職務に従事することとなったとき。

(返還の猶予)

第15条 町長は、修学資金及び就業準備金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、貸付金の返還を猶予することができる。

- (1) 遠別町の看護師として業務に従事している期間
- (2) 災害、傷病その他やむを得ない理由により、貸付金を返還することが困難であると認められる場合においては、その理由が継続する期間
- (3) その他町長が特別に認める期間

2 前項の規定に該当し、貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出し、猶予の決定を受けなければならない。

(返還債務の減免等)

第16条 町長は、修学資金及び就業準備金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ない事情があると認めるときは、履行期未到来の返還債務を減額し、又は免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 災害、傷病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難と認められるとき。

2 前項の規定に該当し、貸付金の返還の債務の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出し、減額又は免除の決定を受けなければならない。

(遅延利息)

第17条 第13条及び第14条の規定により貸付金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又は一部を返還しなかった場合には、当該返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その返還されていない額につき年5パーセントの割合で計算した遅延利息

を徴収する。ただし、特別の事情があると町長が認めるときは、その遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。